

スペインの憲法裁判所

亀野 邁 夫

目次

- はじめに
- I 第二共和国における憲法保障裁判所
- II 1978年憲法における憲法裁判所
- 1 憲法裁判所に関する法規
 - 2 憲法裁判所の特徴
 - 3 憲法裁判所の構成員及び組織
 - (1) 構成員（裁判官）
 - (2) 長官及び副長官
 - (3) 組織
 - 4 憲法裁判所の権限、任務
 - (1) 権限、任務の概要
 - (2) 違憲の訴え及び違憲の問題に関する違憲性の宣言
 - (3) 違憲の訴え及び違憲の問題に対する判決
 - (4) 憲法上のアンパーロ訴訟
 - (5) 憲法上の権限争い
 - (6) 国際条約の合憲性の宣言
 - (7) 訴訟手続に関する共通事項
- III 憲法裁判所の活動状況
- 1 2001年の活動
 - (1) 裁判官の改選
 - (2) 裁判の記録
 - 2 2002年の活動
- おわりに

はじめに

スペインは、フランコ将軍による40年近い専制政治の後、多少の政治的混乱を生じたものの、民主主義国家としての道を着実に歩んできた。フランコの死亡（1975年11月）後に巷にあふれた民主主義（democracia）という合い言葉は、早急に民主主義を確立し、再び強権的政治体制には戻らないというスペイン国民の強い意気込みを示していた。

1978年12月に制定された現在の憲法は、民主主義樹立のために、政治思想の異なる様々のグループが協力して、言い換えれば妥協して成立させたものであり、民主主義を築くために必要な、見方によっては雑多な制度を導入するものであった。新たに設置された憲法裁判所（Tribunal Constitucional）もそれらのうちの一つであった。

憲法裁判所創設の意義は、専制政治を抑制し、民主主義を守ることにあるとされていた。この認識が現在でも共有されていることは、2001（平成13）年にスペインを訪問した衆議院の憲法調査議員団に対して、国務院常任評議員が、通常の裁判所に憲法を守らせるのは難しいので議会や通常裁判所から独立した機関に民主主義の擁護を任せていると説明した事実⁽¹⁾からも窺い知ることができる。

スペインで現行憲法が制定された当時、ヨーロッパにおいて、いわゆるヨーロッパ型の憲法裁判所を有していた国はオーストリア、ドイツ、イタリアなどであり、国の数自体はそれほど多

くなかった。スペインは主にドイツ、イタリアの制度を採り入れたのであるが、その後旧ソ連、東欧諸国が民主化され、これらの国々でも専制政治の経験を踏まえ、憲法裁判所が設けられるようになった⁽²⁾。スペインは、ヨーロッパにおける後発民主主義国家としては比較的早い時期にヨーロッパ型の憲法裁判所を設け、後に続く諸国の先駆けとなったという意味で注目に値するといえよう⁽³⁾。

もっとも、スペインでは、スペイン内戦でフランコ陣営に敗北した第二共和国の時代(1931-1939年)に憲法保障裁判所が設置され、限定的ではあったが、法律の違憲審査及びアンパロ訴訟(人権保護訴訟)の審理を行っていた。現在の憲法裁判所創設に際して、その経験が多少なりとも生かされたであろうことは想像に難くない。

我が国においては、周知のように、日本国憲法第81条で一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を最高裁判所に与えている。司法裁判所が違憲性の審査を行うアメリカ合衆国型の制度を採用しているため、スペインの憲法裁判所が我が国の憲法議論に直接影響するところは必ずしも多くないと思われるが、最近の議論の中では、独立した憲法裁判所を設置すべきだという意見も見られる⁽⁴⁾。

将来、憲法裁判所設置をめぐる議論が高まる可能性を考え、本稿では、ドイツなどに比べて論及されることが少ないスペイン憲法裁判所の制度及び最近の活動状況について紹介するが、まず、第二共和国における憲法保障裁判所の概要から記述を始めたい。

I 第二共和国における憲法保障裁判所

1931年12月9日に公布されたスペイン第二共和国の憲法(以下、共和国憲法という)は、ドイツのワイマール憲法の内容を取り入れた近代的、民主的憲法であったが、その第9編「憲法

の保障及び改正」(第121条~第125条)において憲法保障裁判所(Tribunal de Garantías Constitucionales)を設け、違憲訴訟及びアンパロ訴訟⁽⁵⁾を審理させたことは、現行スペイン憲法裁判所の源流の一つをなすものとして注目される。同裁判所は、司法権〔第7編(第94条~第106条)に規定〕とは別個の組織として設置されていた。

憲法保障裁判所は、ウィーン大学教授であった法哲学者ケルゼン(H. Kelsen)の着想のもとに1920年のオーストリア憲法で創設された最初のヨーロッパ型憲法裁判所制度⁽⁶⁾に倣ったものであった。この裁判所は、形式的には、第二共和国がスペイン内戦においてフランコ側に敗北する1939年まで存続した。

憲法保障裁判所は、共和国のすべての領域において管轄権を有するものとされ、かつ以下の事項を審理する権限が与えられていた(共和国憲法第121条)。

- a) 法律の違憲性に関する訴訟
- b) 他の行政、司法当局に対する請求が実効性を有しない場合における個人の人権保護を目的とするアンパロ訴訟
- c) 国と地方自治体(regiones autónomas)との間の立法上の権限争い及びその他の権限争い並びに地方自治体相互の同様の権限争い
- d) 国会(Cortes)と共同して共和国大統領を選ぶ代表選挙人の権限の調査及び承認
- e) 国家元首、国務大臣等の刑事責任
- f) 最高裁判所長官及び同裁判官並びに共和国検察官の刑事責任

また、共和国憲法第122条は、①国会が任命する1名の長官、②共和国高等諮問機関の長、③共和国会計検査院院長、④法律の定める方法により選出されたスペイン各地域の代表1名ずつ、⑤国会が裁量で選出する2名の議員、⑥共和国のすべての弁護士会が選挙により指名する2名の弁護士、⑦スペインすべての大学の中から選挙により指名された4名の法学部教授、に

より同裁判所が構成されると定めた。

憲法保障裁判所に提訴する権限を有する機関又は人物は、共和国憲法第123条によれば、①検察庁、②共和国憲法第100条に定める裁判所及び裁判官（第100条—司法裁判所が憲法に抵触すると判断する法律を適用する必要があるときは、訴訟手続を停止し、憲法保障裁判所と協議するものとする。）、③共和国政府（内閣）、④スペインの各地方自治体、⑤直接に権利を侵害されているか否かを問わずすべての個人又は法人、であった。

また、憲法保障裁判所構成員の特権及び特典並びに第121条における訴訟の目的及び範囲については、議会が制定する特別の組織法が定めるとされた（第124条）。すなわち、ここでは詳しくふれないが、憲法保障裁判所に関する組織法（1933年）により組織や訴訟手続等についての詳細が定められていた。

II 1978年憲法における憲法裁判所

1 憲法裁判所に関する法規

現在の憲法裁判所は1978年のスペイン憲法で設置されたが、そのほかにも憲法裁判所の権限、構成、組織等を規定するいくつかの法規が存在する。憲法を含め、主要な法規は次のとおりである⁽⁷⁾。

- a) 1978年12月27日のスペイン憲法第9編（第159条～第165条及び経過規定第9）
- b) 1979年10月3日の憲法裁判所に関する組織法（法律第2号。以下、憲法裁判所組織法という。）

この憲法裁判所組織法は憲法第165条の「組織法が憲法裁判所の機能、構成員の規律、裁判所の訴訟手続、訴権行使のための条件を定める」という規定を受けて制定されたもので、本文102ヵ条及び追加規定、経過規定等で構成されている。現在までに5回改正されているが、主要な改正は、良心的兵役拒否の場合における訴訟手続規定の新設（1984年12月26日の組織法第8号）、

国等に対し地方自治体の権限を擁護するための争いに関する規定の新設（1999年4月21日の組織法第7号）である。（その他の改正—1985年6月26日の組織法第4号、1988年6月9日の組織法第6号、2000年1月7日の組織法第1号）。

- c) 憲法裁判所の組織及び人員に関する規則（1990年7月5日に憲法裁判所大法廷が承認。以下、規則という。）

2 憲法裁判所の特徴

スペイン憲法裁判所の特徴はいくつかあるが、まず挙げられるのは、憲法裁判所が他の国家権力から独立していること、すなわち立法権、行政権、司法権のいずれにも属さないことである。

憲法は、特に司法権を第6編に規定し、憲法裁判所を第9編に規定することで両者を明確に区別している。また後に述べるように、憲法裁判所組織法第1条も、同裁判所が憲法上の他の国家機関から独立した機関であることを明記している。憲法裁判所の独立性については、その判決においても繰り返し強調されているところで、例えば、1981年3月31日の判決は、同裁判所の構成員が裁判官と称され、その決定が判決等、司法裁判所と同様の形式をとる事実があるにもかかわらず、憲法裁判所が司法権に属さないことは明らかであるとしている⁽⁸⁾（構成員の名称及び判決については後述）。

スペイン憲法裁判所の手本となったドイツやイタリアの例をみると、ドイツ基本法では、連邦憲法裁判所は第9章に司法裁判所と共に規定されている。裁判権は、連邦憲法裁判所、基本法の規定する連邦裁判所及びラント（州）の裁判所により行使されると規定され（基本法第92条）、憲法裁判所は、司法権から独立した地位を与えられていない。イタリアでは、憲法第2部第4章に司法権が規定され、同第6章の「憲法保障」の第1節に憲法裁判所が規定されている。スペインの憲法裁判所は、基本的には、司法権と憲法裁判所を区別するイタリアの例に倣ったものと思われるが、司法権から独立して設置

されていた第二共和国における憲法保障裁判所の前例を参考にしたとも考えられる。

また、これも後に記述するが、スペインでは、国と自治州との間の権限争いを解決することも憲法裁判所の重要な役割とされている。ドイツの連邦憲法裁判所にも、連邦とラントの間の紛争を解決する権限が与えられているが、ドイツでは両者の争いが憲法裁判所に持ち込まれることがあまりないのに対し、スペインでは、憲法上、国と地方の権限の関係が不明確な部分があるので、このような争いが比較的多く持ち込まれる。国と自治州とで政権政党が異なっていたり、独自性を主張する自治州が存在することもこのような争いが生じる原因であるとされる⁽⁹⁾。

3 憲法裁判所の構成員及び組織

(1) 構成員（裁判官）

(i) 選任及びその要件

憲法裁判所は、国王が任命する12名の構成員(miembro)⁽¹⁰⁾で構成される。構成員のうち4名は下院議員の5分の3の多数決により下院が推薦し、4名は同様の多数決により上院が推薦し、2名は内閣が推薦し、残りの2名は司法総評議会(Consejo General del Poder Judicial—憲法第122条第2項が定める司法の管理機関)が推薦する(憲法第159条第1項)⁽¹¹⁾。構成員の任期は9年であり、3年毎にその3分の1が改選される(同条第3項)。

改選の方法については、憲法の経過規定第9が次のように定めている。すなわち、①構成員の最初の選任から3年後に、職を辞し改選される同一選出母体の4名の構成員を抽選により指名する。②その際、内閣推薦の2名及び司法総評議会推薦の2名は同一選出母体により推薦されたものとみなす。③さらに3年後には前回の抽選に当らなかった2組の間で抽選を行う。

1980年7月の憲法裁判所発足に先立って、2月に構成員(裁判官)12名が任命された⁽¹²⁾。その3年後(1983年)の改選期には、経過規定第9に基づき、①上院推薦の4名、②下院推薦の

4名、③内閣及び司法総評議会が推薦した2名ずつ計4名、の3グループに分けて改選の順番を決める抽選が行われ、②の下院推薦のグループが当たった。4名は辞任し、新たに下院が推薦する4名の裁判官が選任された。6年後(1986年)には、最初の抽選に当らなかった2つのグループのうち③の内閣、司法総評議会推薦のグループが抽選で選ばれ、改選された。9年後(1989年)には、2度の抽選にもれた①の上院推薦のグループが改選された。従って、最初の就任から3年後及び6年後に改選されたグループの裁判官は、憲法に規定された9年の任期を例外的に全うできなかったことになる。

その後、12年目(1992年)からは②③①の順序で3年毎に改選が繰り返されることになった⁽¹³⁾。

このように、憲法裁判所は、立法、行政、司法の各部門が推薦する裁判官で構成されるが、同裁判所は、そもそも憲法制定者たるスペイン国民の意思により設置されているから、裁判官のうちの8名が国民の代表である国会の推薦により任命されることは重要な意味を持つ。内閣推薦の裁判官が2名であることは、内閣に近い政治的信条を持つ人物が選任される可能性を減ずる効果があるが、国会による推薦にも、議院内閣制を採用しているスペインでは、多数派政党の意向が反映されるので、結果的に政権政党の意に添う人物が多く選ばれる事実を否定できないといわれる⁽¹⁴⁾。

憲法裁判所の構成員は、司法裁判所の裁判官(Magistrado)、検察官(Fiscal)、大学教授、公務員及び弁護士(Abogado)の中から任命するものとし、すべて法律家としての能力を認められ、専門家として15年以上の経験を有する者でなければならない(憲法第159条第2項)。共和国憲法においては、憲法保障裁判所の構成員として政治家(国会議員)の参加が認められていたが、現行の憲法裁判所では法律の専門家のみが構成員となることができる。

さらに、憲法裁判所組織法第18条は、憲法第159条第2項に定める要件に加え、これらの法

律専門家がスペイン国民であることを要すると規定している。

(ii) 任期及び兼職禁止

憲法裁判所裁判官の任期は前記のように9年である。憲法裁判所組織法第17条は、同裁判所長官が、裁判官の任期が終了する4ヵ月前に、新たな裁判官を推薦する義務を負う機関の長に対して推薦手続を開始するよう要請すること、また裁判官は、後任が就任するまでの間その任務を遂行し続けることを定めている。すなわち、推薦手続が遅れた場合でも憲法裁判所の任務遂行に空白期間を生じさせないような仕組みになっている。

憲法及び憲法裁判所組織法は、憲法裁判所の崇高な使命にかんがみて、裁判官に対する厳格な兼職禁止を定めている。兼職禁止は、憲法裁判所の独立性及び裁判官の常勤性を保障するものであるとされる。憲法第159条第4項は、①すべての代表職（議員）、②政治的、行政的官職、③政党、労働組合の指導的地位、④司法裁判所及び検察庁の職務、⑤専門的、商業的活動との兼職を禁止している。また、憲法裁判所組織法第19条はこれを敷衍して、①護民官、②上院議員、下院議員、③国、自治州⁽¹⁵⁾、県及びその他の地方自治体の政治的・行政的職務、④司法権の行使を伴うすべての職務又は司法職・検察職に固有の活動、⑤すべての階層（審級）における裁判所の被雇用者、⑥政党、労働組合、財団、協会、専門的・商業的同業組合における指導的職務及びそれらと類似の業務を行う機関におけるすべての階層の被雇用者、⑦その他の専門的・商業的活動を行う職務との兼職禁止を定めている。

憲法裁判所裁判官には、さらに、憲法第127条及び司法部に関する諸法規が規定する司法裁判所の裁判官、検察官に対する兼職禁止が準用される。憲法第127条は、司法裁判所の裁判官等が在職中、政党又は労働組合に参加することをも禁じている。

憲法裁判所裁判官に推薦された者について兼職禁止規定に該当する事実が存在するときは、その者は、就任する前に裁判官又は兼職となる職務のどちらかを辞任しなければならない。推薦されてから10日以内にどちらの職務も辞任しないときは、裁判官に就任する意志がないものと判断される⁽¹⁶⁾。

(iii) 辞任・停職

憲法裁判所の裁判官は、独立し、かつその在任中は罷免されない（憲法第159条第5項）が、憲法裁判所組織法が定める事由に該当する場合には辞任の対象となる。同組織法は次のように定める。

憲法裁判所裁判官は、その職務に固有の公平性及び尊厳の原理に従って任務を遂行するものとし、任務の遂行中に表明した意見については訴追されない（第22条）。裁判官は罷免されず（inamovable）、この組織法が定める事由に該当する場合を除き辞任又は停職にされない（同条）。裁判官は、次の事由の一に該当するときは、その職を辞するものとする。①長官が辞表を受理したとき、②任期満了となったとき、③司法裁判所裁判官辞任の原因とされる無能力状態に陥ったとき、④突発的に兼職禁止違反状態が生じたとき、⑤意欲を持って任務を遂行することを止めたとき、⑥その任務に固有の慎重さを損なったとき、⑦詐欺により民事責任を宣言されたとき又は詐欺罪若しくは重罪で有罪判決を受けたとき（第23条第1項）。

①若しくは②の事由により、又は死亡により憲法裁判所裁判官が辞任し又は欠員が生じたときは、長官が辞任等を決定する。③又は④の場合には大法廷が単純多数決で決定し、その他の場合には4分の3の多数決で大法廷が決定する（第23条第2項）。

憲法裁判所裁判官は、起訴されたとき又は同組織法第23条に定める辞任事由が競合し、それを解決するために一定の期間が必要不可欠であると判断されるときは停職にされる。停職の決

定は、大法廷における出席裁判官の4分の3の賛成票を必要とする（以上第24条）。

憲法裁判所裁判官の刑事責任は、最高裁判所刑事小法廷に対してのみ訴追することができる（第26条）。最小限3年間職務を遂行した裁判官は、退任後1年間は退任時に受けていた報酬と同額の報酬を得ることができるとされている（第25条第1項）。

(2) 長官及び副長官

憲法裁判所長官（Presidente）は、憲法裁判所構成員の中から、大法廷の推薦に基づいて3年の任期で国王が任命する（憲法第160条）。推薦は秘密投票による（憲法裁判所組織法第9条第1項）。最初の投票で候補者を決定するためには絶対多数を必要とする。これに達しないときは2回目の投票を行い、最も多数の票を得た者が選任される。得票が同数の場合は3回目以降の投票が行われ、投票で最終的に決着しない場合は、在任期間が最も長い裁判官が選ばれる。在任期間が同じであるときは、年長の者が選ばれる（以上第9条第2項）。長官は、3年の任期が満了したときは1回だけ再選の対象となる（同条第3項）。

憲法裁判所長官は憲法裁判所を代表する。長官は大法廷を招集し、主宰し、小法廷を招集するほか、国会、内閣、司法総評議会と協議し、憲法裁判所の人事管理権に基づき、職員の欠員を補充するために司法省に対して募集の要請をするなど、憲法裁判所の任務を遂行するための管理上の広範な権能を有する（以上第15条）。

また、憲法に明示の規定はないが、同裁判所には副長官（Vicepresidente）が置かれている。副長官は長官と同じ手続で選任され、任期も同じ3年である。副長官は、長官が空位、病気等の場合には長官を代理する（第9条第4項）。副長官が同様の理由で職務を遂行できなくなったときは、在任期間の最も長い裁判官がこれを代理し、同一条件の裁判官が複数存在するときは、最年長者が代理する（規則第17条）。長官はそ

の権能のうちのいくつかを副長官又は後述の事務総長に委任することができる。

なお、長官及びその他の裁判官は、就任に際し、国王の前で「憲法を遵守し、王室への忠誠を誓い、憲法裁判所裁判官の義務を遂行する」旨の宣誓をすることになっている（同組織法第21条）。長官、副長官、裁判官は、退任後も名誉待遇を受け、特典が与えられる（規則第41条、第42条）。

(3) 組織

(i) 大法廷・小法廷・部

憲法裁判所組織法第6条第1項は、憲法裁判所は大法廷（Pleno）又は小法廷（Sala）において職務を遂行すると定める。大法廷は憲法裁判所の裁判官全員で構成される。大法廷は長官が主宰し、長官が欠けたときは副長官が、双方が欠けたときは在任期間が最も長い裁判官が、在任期間が等しい裁判官が複数存在するときは最年長者がそれぞれ主宰する（第6条第2項）。

最高裁判所には2つの小法廷が置かれ、各小法廷は大法廷が指名する6名の裁判官で構成される（第7条第1項）。憲法裁判所長官は第1小法廷（Sala Primera）の議長を務める。長官が欠けたときは在任期間の最も長い裁判官が、在任期間が等しい裁判官が複数存在するときは最年長者が議長となる（同条第2項）。副長官は第2小法廷（Sala Segunda）を主宰し、その議長を務める（第9条第4項）。副長官が欠けたときは、第1小法廷の場合と同じ方法で、他の裁判官が議長となる。

最高裁判所の業務を遂行し、訴訟の受理、不受理を決定⁽¹⁷⁾するために複数の部（Sección）が置かれている。部は大法廷、小法廷の議長又はその代理者及び2名の裁判官で構成される（第8条）。

現在の小法廷及び部の構成は以下のようになっている。

第1小法廷 6名（長官が議長）

第2小法廷 6名（副長官が議長）

第1部	3名（長官が議長）
第2部	3名（最も在任期間の長い裁判官が議長）
第3部	3名（副長官が議長）
第4部	3名（2番目に在任期間の長い裁判官が議長）

(ii) 招集・議決

大法廷は長官の意思により招集されるが、3名以上の裁判官の要請により長官が招集することも可能である（規則第4条）。招集は、緊急事態の場合を除きその3日前に裁判官に通知される。招集通知には、訴訟の性質上適当でない場合を除き、議事日程及び審理に必要な先例等の記録を付ける（規則第5条）。事前の招集手続によらない場合でも、すべての裁判官が集合し全会一致で合意したときは、大法廷は有効に招集されたものとみなされる（規則第6条）。大法廷は、構成する裁判官の少なくとも3分の2の出席をもって議決することができる（憲法裁判所組織法第14条、規則第7条）。組織法が別に定める場合を除き、議決は、大法廷の審理に参加する裁判官の単純多数決で採択される。賛否同数のときは長官の投票により決定する（規則第11条）。

2つの小法廷は長官が招集する（同組織法第15条）。小法廷の議決には、構成裁判官の3分の2の出席を要する（第14条）。部における議決には、少なくとも2名の出席を必要とするが、意見の不一致がある場合には3名の出席が必要である（同条）。

(iii) 管理組織及び事務局等

憲法裁判所は、国の一般会計予算の一部を構成する自らの予算計画を作成する権限を与えられるなど（憲法裁判所組織法追加規定第2条第2項、規則第2条i）、運営・管理の面でも独立性を有している。長官、副長官及びその他の裁判官は、裁判所を運営・管理するための組織として位置づけられている。長官等は運営・管理の

ために合議制の組織を構成する。

合議制の組織には、「管理のための全体会議」（Pleno Gubernativo）及び「管理評議会」（Junta de Gobierno）がある（規則第2条～第23条）。前者は大法廷と同じ組織で、憲法裁判所が裁判権行使以外の機能を遂行する場合にこのように呼ばれる。前者においては、長官が命じる場合には、事務総長（Secretario General）が投票権を有しない事務局長の資格で参加することができる。通常は、会議の都度、全体会議が指名する裁判官が事務局長を務める（規則第8条）。後者は、長官、副長官及び小法廷の裁判官2名（第1、第2小法廷から1名ずつ）並びに事務総長で構成される。管理評議会においては、事務総長は会議に出席し意見を述べることができるが、投票権を有しない（規則第20条第1項）。管理評議会の主な任務は、職員の任用等、人事に関する事項である。

憲法裁判所に事務総長が統括する裁判所事務総局（Secretaría General del Tribunal）が置かれる。事務総長は、管理のための全体会議が、憲法裁判所に所属する法律顧問（Letrado）の中から選任し、3年の任期で長官が任命する（憲法裁判所組織法第98条、規則第24条）。事務総長は、主として管理上、予算上の事務を担当し、大法廷、小法廷等の権限を害することはない（規則第25条）。法律顧問には、法律専門家12名が任命され、法律顧問団を構成し、憲法裁判所の任務を補佐する（同組織法第97条第1項）。事務総長は法律顧問団の長（Letrado Mayor）を兼任する。

憲法裁判所には、5つの法廷書記官局（Secretaría de Justicia）が置かれている。各法廷書記官局は、法廷書記官（Secretario Judicial）の下に、大法廷及び各小法廷に属する訴訟の手続事務を担当する。また、報道機関等外部との関係について長官を補佐する専門家で構成される専門家委員会（Gabinete Técnico）が置かれている。その委員長は、法律顧問と同等の地位、報酬を得る（規則第18条）。その他に文書管理、

研究・文献調査、情報処理、調達等を担当する複数の部局や図書館など、裁判所の活動を支援する組織が置かれている（規則第27条～第37条）。

4 憲法裁判所の権限、任務

(1) 権限、任務の概要

憲法裁判所の権限の要諦は、最高法規としての憲法を守り、法的秩序の統一性、一貫性を保障することにある。スペイン憲法は、第161条第1項で憲法裁判所がスペインの全領域において管轄権を有すると定め、同裁判所が審理する事項を列挙している。また憲法裁判所組織法は、憲法裁判所が憲法解釈に関する最高機関として、憲法に基づくその他の機関から独立し、憲法及びこの組織法のみに従う（第1条第1項）と定め、その分野（orden）において唯一の機関であり、その管轄権は国のすべての領域に及ぶ（第1条第2項）とする。

憲法裁判所の任務は、①憲法の規範としての優位性を守る、②憲法上の基本的権利を守る、③国と自治州との間の、又は自治州間の権限の線引きを行う、④憲法を解釈する、⑤憲法裁判所の構成の合法性を確保する、などであるとされるが、憲法第161条及び憲法裁判所組織法第2条第1項は、具体的に以下のように定めている。

(a) 法律及び法律の効力を有する規範⁽¹⁸⁾ 又は行為（以下、場合により法律等という。）に対する違憲の訴え（憲法第161条第1項）並びに違憲の問題の提起（憲法第163条、同組織法第2条第1項）に関する違憲性の宣言。

ここにいう「違憲の訴え」（recurso de inconstitucionalidad）とは、いわゆる抽象的違憲審査を意味する。また「違憲の問題」（cuestión de inconstitucionalidad）とは、憲法第163条の定める「司法機関が、訴訟手続において事件に適用すべき法律の効力を有する規範で、その効力が判決に影響を及ぼすものが憲法に反する可能性を有するときは、この問題（cuestión）を憲法裁判所に提起すること

ができる」という、いわゆる具体的（付随的）違憲審査を意味している（憲法には「違憲の問題」という文言はなく、憲法裁判所組織法において初めて現れている）。

なお、自治州の定める法律の効力を有する規範⁽¹⁹⁾ も、憲法裁判所の違憲審査の対象になる（憲法第153条 a）。

(b) 憲法第53条第2項にいう権利及び自由の侵害に対するアンパーロ訴訟（憲法第161条第1項 b、同組織法第2条第1項 b）

(c) 国と自治州との間の、又は自治州間の憲法上の権限争い（conflictos de competencia）（憲法第161条第1項 c、同組織法第2条第1項 c）

(d) 憲法に規定された国の機関相互の権限争い。国等に対し地方自治体の権限を擁護するための争い（同組織法第2条第1項 d、d bis）

(e) 国際条約の合憲性の宣言（憲法第95条第2項、同組織法第2条第1項 e）

(f) 憲法第161条第2項に定める異議申立て（同組織法第2条第1項 f）

（憲法第161条第2項—内閣は、自治州の採択した規定、決議について憲法裁判所に異議申立てをすることができる。）

(g) 憲法裁判所裁判官の任命が憲法及び憲法裁判所組織法の定める要件に合致しているかどうかの検証（同組織法第2条第1項 g）

(h) 憲法及び組織法が定めるその他の事項（憲法第161条第1項 d、同組織法第2条第1項 h）

このうち、(b)を除く事項は大法廷において審理される（同組織法第10条）。小法廷は、憲法裁判のうち大法廷の権限に属さない事項—具体的にはアンパーロ訴訟—を審理し、さらに、各部が審理する事項のうち、その重要性にかんがみて小法廷が審理すべきであると判断されるものを審理する（同組織法第11条第1項、第2項）。

次に、これらの任務の主なものについてさらに詳しく解説する。

(2) 違憲の訴え及び違憲の問題に関する違憲性

の宣言

(1)の(a)で述べたように、違憲の訴え及び違憲の問題提起に応じて、憲法裁判所は、法律等が憲法に違反すると認めるときは、その旨を宣言することができる。宣言は判決 (sentencia) の形式をとる。宣言がなされた場合、その法律等は効力を失う。すなわち、法律の廃止と同じ効果を生じることになり、その意味で憲法裁判所は「否定的立法者」(legislador negativo) の性格を有するとされる⁽²⁰⁾。

違憲性の宣言の対象となる法律等には次のものが含まれる (憲法裁判所組織法第27条第2項)。

- a) 自治州憲章及びその他の組織法
- b) その他の法律及び法律の効力を有する国の規範及び行為
- c) 国際条約
- d) 国会 (Cortes Generales) における上下両院 (Cámaras) それぞれの議院規則
- e) 自治州の法律、法律の効力を有する規範及び行為
- f) 自治州の立法議会 (Asambleas Legislativas) の規則

違憲性の宣言は、違憲の訴え及び司法裁判所が提起する違憲の問題を通じて請求することができる (第29条第1項)。形式上の理由で法律等に対する違憲の訴えが却下される場合でも、当該法律等が他の訴訟において適用される際に違憲の問題として提起されることを妨げない (同条第2項)。違憲の訴え又は違憲の問題の提起を受理した場合、法律等の効力又は適用は当然には停止されない。ただし、内閣総理大臣 (Presidente del Gobierno) が憲法第161条第2項に従って自治州の法律等に異議を申立てる場合を除く (第30条)。

(i) 違憲の訴え

違憲の訴えは、法律等が公示された後に提起することができる (憲法裁判所組織法第31条)。違憲の訴えの提訴資格者は、①内閣総理大臣、②護民官 (Defensor del Pueblo— 憲法第54条に

基づいて国会により任命され、権利・自由の擁護のために内閣の活動を監視する)、③50名の下院議員、④50名の上院議員、⑤自治州の合議制執行機関、及び⑥自治州議会である (憲法第162条第1項 a、同組織法第32条第1項)。自治州については、国の法律等が自治州固有の分野に影響を及ぼす場合に提訴の資格が認められる (同組織法第32条第2項)。

違憲の訴えは、法律等が公示されたとき (公布等) から3ヵ月以内に、憲法裁判所に対する異議申立ての請求により提起される。請求には、違憲の訴えを提起する人物又は組織名を明示し、対象となる法律等の全部又は一部を特定し、かつ抵触すると判断される憲法の条文を明記しなければならない (同組織法第33条第1項)。ただし、内閣と各自治州との間の相互協力委員会 (Comisión Bilateral de Cooperación) が招集され、両者の意見の不一致を解決するための交渉を開始することに合意したときは、内閣総理大臣及び自治州の執行機関は9ヵ月以内に訴えを提起することができる (同条第2項)。

違憲の訴えの受理については憲法裁判所組織法に明文の規定はないが、憲法裁判所は、請求の形式及び内容の瑕疵を検討した上で受理が可能かどうかを判定する。訴えが受理されると、憲法裁判所は、その旨を、議長を通じて下院及び上院に通告し、司法省を通じて内閣に通告する。訴えの客体が自治州の法律等の場合には、自治州の立法及び執行機関に対し、それらの機関が出廷し適切な主張ができるよう訴えの内容を通告する (以上第34条第1項)。

出廷は15日以内に行われることを要し、憲法裁判所は、その期間が経過した後10日以内に判決を下す。ただし、憲法裁判所が適当と判断するときは、理由を付した決議 (resolución) により30日を超えない範囲で延長することができる (同条第2項)。

違憲の訴えの性質は、前述のように、抽象的違憲審査であり、司法裁判所の裁判手続から独立して法律等の違憲性を直接憲法裁判所に問う

ことができる。また、法律等が政治的に適切であるかどうかではなく、憲法に適合しているか否かのみを判断する純粋に法律的な訴訟であり、私人の提訴資格が認められていないという点で公的な訴訟である。

(ii) 違憲の問題

違憲の問題は、既述のように、憲法第163条の規定する具体的（付随的）違憲審査であり、違憲の訴えと同じく憲法裁判所組織法第27条第2項に定める法律等に関して提起することができる。違憲の問題を憲法裁判所に提起する場合の条件、形式及び効果は法律の定めるところによる（憲法第163条）。

司法裁判所は、職権により又は当事者の請求により、事件に適用すべき法律の効力を有する規範が憲法に反する可能性を有するときは、その問題を同組織法の規定に従って憲法裁判所に提起する（同組織法第35条第1項）。問題の提起は、訴訟手続が終了してから判決を言い渡すまでの期間に行うことができ、合憲性が問題とされる法律等及び憲法の条文を具体的に示し、問題となる法律等の効力がどの程度判決に影響を与えるかを明らかにする必要がある（第35条第2項）。

司法裁判所は、問題提起を行うか否かの最終決定を行う前の10日を超えない期間内に、当事者及び検察官に対し違憲の問題提起の妥当性について主張させるための意見聴取を行う。最終決定に対してはいかなる異議申立てもすることができない。ただし、憲法裁判所の判決が確定していない限り、次の審級において改めて違憲の問題を提起することは可能である（以上同項）。

違憲の問題の提起を受理すると、憲法裁判所は、これを上院及び下院の議長を通じて両院に通告し、国家検事総長（Fiscal General del Estado）には直接、内閣には司法省を通じて通告する。自治州の制定する法律等に関係する場合は、当該自治州の立法及び行政機関に対し、15日を超えない期間内に出廷し違憲の問題に関す

る主張をさせるために通告する。これが完了した後15日以内に憲法裁判所は判決を言い渡す。必要と判断するときは、理由を付した決議により30日を超えない範囲で期間を延長することができる（第37条第2項）。

以上の規定に関らず、憲法裁判所は、受理手続において、訴訟手続上の条件又は論拠を欠くときは、国家検事総長以外の者の意見を聴取することなく、理由を明示した上で、決定（アウト）により違憲の問題提起を却下することができる（同条第1項）。

(3) 違憲の訴え及び違憲の問題に対する判決

憲法裁判所が違憲性の宣言を行う場合等における判決は、少数意見があるときはこれを付して官報（Boletín Oficial del Estado : BOE）に公示する。判決は公示の翌日から既判力としての効力を有し、それに対しては、いかなる異議申立てもすることができない。法律又は法律の効力を有する規範の違憲性を宣言する判決及び個人の権利の認容のみを判定する判決を除くすべての判決は、何人に対しても完全な効力を有する（憲法第164条第1項）。言い換えれば、(4)で述べるアンパロ訴訟における判決のうち、個人の権利等の保護のみを認める判決は、当事者以外には効力が及ばない。

同裁判所の判決は、通常の裁判における確定判決と同じ効力を有する。また、第164条第2項は「判決に別段の定めがある場合を除き、法律中の違憲とされない部分の効力は存続する。」と定めている。

判決はすべての公権力（Poderes Públicos）を拘束する（憲法裁判所組織法第38条第1項）。違憲の訴えにおいて違憲性を棄却する判決が下された場合は、その後、憲法の同一の条項に違反するとの理由で再び提訴することは認められていない（同条第2項）。

違憲の問題について判決が下された場合は、憲法裁判所は直ちに違憲の問題を提起した司法当局に対し通告する。当該司法当局は、憲法裁

判所の判決を裁判の当事者に通知する。司法裁判所は憲法裁判所の判決を知ったときから判決に拘束され、当事者は通知を受けた時から判決に拘束される（同条第3項）。

判決が違憲性を宣言するときは、同時に異議申立てがなされた規定の無効をも宣言し、かつ、場合により同じ法律等の関連する規定の無効を宣言する（第39条第1項）。憲法裁判所は、違憲性を宣言するに当り、審理中において引用されたか否かに関係なく、憲法のいかなる規定をもその根拠とすることができる（同条第2項）。

法律等の違憲性を宣言する判決が下された場合でも、すでに司法裁判所の判例が当該法律等についてある解釈を下しているときは、判例自体の既判力は失われない（憲法第161条第1項a）が、判例は、違憲性の宣言に影響を受け（同項）、憲法裁判所の判決理論により修正されうるものと解される（同組織法第40条第2項）。また、刑事訴訟又は行政訴訟において、適用された規範が無効とされた結果、刑罰・懲戒罰が軽減され又は責任が免除される場合を除き、それらの法律等を適用した過去の確定判決は再審の対象にはならない（第40条第1項）。

(4) 憲法上のアンパロ訴訟

憲法第53条第2項は、いかなる市民も司法裁判所に対して、場合によってはアンパロ訴訟により憲法裁判所に対して、憲法第14条及び第2章第1節（第15条～第29条）で定める自由及び権利の保護を求めると定める。憲法裁判所がアンパロ訴訟を審理する権限を有すること（憲法第161条第1項b）は前に述べたが、司法裁判所による自由及び権利の保護と区別して、憲法裁判所による保護は、特に憲法上のアンパロ訴訟（*recurso de amparo constitucional*）と称される⁽²¹⁾。憲法裁判所組織法はその手続等について詳しく定めている。

(i) 提訴の手続

憲法第14条ないし第29条で認められる権利及

び自由⁽²²⁾は、憲法上のアンパロ訴訟の対象となる。その場合、司法裁判所に委任された一般的な保護とは別に、憲法裁判所に関する組織法が定める手続に従って審理される。同様の保護は、憲法第30条で認められた良心的兵役拒否に対しても与えられる（憲法裁判所組織法第41条第1項）。アンパロ訴訟は、国及び自治州の公的機関等及びそれらの職員の行う処分若しくは法律行為により、又は単なる暴力的行為により生ずる権利及び自由の侵害から、すべての市民を保護する（同条第2項）。アンパロ訴訟においては、訴訟提起の原因となった権利又は自由を回復し、保全するための主張以外の主張をすることができない（同条第3項）。

国会若しくはその組織又は自治州の立法議会若しくはその組織が行う決定又は処分等が、アンパロ訴訟の対象となる権利及び自由を侵害するときは、決定等が確定してから3ヵ月以内に、両議院又は立法議会の内部規則に従ってアンパロ訴訟を提起することができる（第42条）。

内閣若しくはその職員又は自治州の行政機関若しくはその職員の処分、法律行為、暴力的行為による権利及び自由の侵害については、一旦憲法第53条第2項に従って事前に司法裁判所の審理を尽くした後にアンパロ訴訟を提起することができる（第43条第1項）。アンパロ訴訟を提起できる期間は、司法裁判所における事前の判決が公示されてから20日以内である（同条第2項）。訴訟は、アンパロの対象となる権利又は自由を定める憲法の条項に判決が違反することを理由としてのみ、提起することができる（同条第3項）。

アンパロ訴訟の対象となる権利及び自由の侵害が、司法機関の作為又は不作為から直ちにかつ直接に生じたときは、以下の要件を満たす場合に憲法裁判所にアンパロを提起することができる。①司法上の可能な手段をすべて尽くしていること、②権利等の侵害の直接的責任を、司法機関の作為、不作為に帰すことができること、③憲法上の権利を侵害した事実が訴訟手続

において明確にされていること（第44条第1項）。この場合、アンパーロ訴訟を提起できる期間は、司法裁判所における判決が公示されてから20日以内である（同条第2項）。

(ii) 提訴資格者

憲法第162条第1項bは、アンパーロ訴訟の提訴資格を、正当な権利を有するすべての自然人及び法人並びに護民官並びに検察官に与えている。他方、憲法裁判所組織法は、①国会、自治州の立法議会等による権利、自由の侵害については、権利等を侵害された者、護民官及び検察官が提訴資格を有し（第46条第1項）、②内閣、自治州の行政機関等及び司法機関により権利、自由が侵害された場合には、当該司法裁判における訴訟の当事者、護民官及び検察官が提訴資格を有する（同項）と規定する。

護民官又は検察官により訴訟が提起された場合には、アンパーロ訴訟を審理する権限を有する小法廷は、権利等を侵害された者に対しその旨を通知し、他の利害関係者の出廷を可能にするために、訴訟提起の事実を官報に掲載することを命ずる（同条第2項）。

以上の資格者は、積極的提訴資格者といえることができるが⁽²³⁾、同組織法においては、消極的提訴資格ともいえるべきものを認めている。すなわち、アンパーロ訴訟提起の原因となる決定、行為、事実により利益を得る者又は訴訟自体において正当な権利を有する者は、被告又は補助参加者として出廷することができる（第47条第1項）。

検察官は、すべてのアンパーロ訴訟に、適法性並びに市民の権利及び法律が認める公共の利益を擁護するために参加することができる（同条第2項）。

(iii) 受理手続等

憲法上のアンパーロ訴訟の審理は、憲法裁判所の小法廷が担当する（憲法裁判所組織法第48条）。訴訟は内容に関係なく、2つの小法廷の間で順

番に振り分けられる。

訴訟は、根拠となる事実を明確かつ簡潔に陳述した請求をもって開始される。その場合、違反に当たると判断される憲法の条項及び侵害された権利、自由を回復又は保持するためのアンパーロの内容を正確に述べなければならない（以上第49条第1項）。請求には、アンパーロ訴訟提起者を証明する文書、並びに、場合により、司法又は行政手続において下された判決等の写し及び証明書を付さなければならない（同条第2項）。

部は、次の前提の一つに該当するときは、構成員の多数決で、決定（プロビデンシア、アウト）により訴訟を不受理とすることができる（第50条第1項）。

- a) 請求が訴訟の目的、異議申立てをなすべき行為等、組織法第41条ないし第46条が定める要件に明白に違反するとき
- b) 請求に含まれる権利及び自由が、憲法上のアンパーロ訴訟の対象として受け入れがたいものであるとき又は憲法裁判所の管轄権若しくは権限に属しないと判断するとき
- c) 請求の内容が憲法裁判所の認める正当性を明らかに欠くとき
- d) 憲法裁判所が、過去に違憲の訴え、違憲の問題又はアンパーロ訴訟を上記と同様の理由で却下し、かつ却下を決定する明示的な決定（プロビデンシア、アウト）が存在しているとき

不受理の決定は、訴訟の請求者及び検察官に通知される。この決定に対しては、検察官のみが3日以内に異議申立てをすることができる（同条第2項）。

これらの前提について多数決が得られないときは、部は10日を超えない期間内に、事前に請求者及び検察官の意見を聴取した上で、決定（アウト）により訴訟の不受理を決めることができる（同条第3項）。この決定に対しては、いかなる異議申立ても認められない（同条第4項）。

アンパーロ訴訟の請求を受理したときは、小法廷は、直ちに訴訟の相手方となる当局又は事前の司法裁判を審理した裁判所に対し、10日を超えない期間内に訴訟手続及び証拠に関する書類を送付するよう要求する（第51条第1項）。要求を受理した当局、司法裁判所等はその旨を直ちに憲法裁判所に通知し、与えられた期間内に書類の送付を完了し、事前の裁判の当事者であった者を、10日以内に憲法裁判所の訴訟に出頭させるために召喚する（同条第2項）。

関係書類を受理し、召喚のための期間が経過した後、小法廷は、①提訴者、②訴訟への出頭者、③行政機関が利害関係者であるときは国政弁護人（Abogado de Estado—国の利益保全を主たる目的とする弁護士）、④検察官に対して、適切な陳述を行わせることを目的として、20日を超えない期間内に訴訟についての見解を伝える（第52条第1項）。小法廷は、職権又は当事者の請求により、陳述書による手続を口頭弁論に代えることができる（同条第2項）。

(iv) アンパーロ訴訟の判決

陳述が行われ、所要の期間が経過したときは、小法廷は10日以内に判決を言い渡す（組織法第52条第3項）。小法廷の判決はアンパーロ（保護）の容認又は否認のどちらかであることを要する（第53条）。アンパーロ訴訟が司法裁判所の決定に関するものであるときは、小法廷の任務は、訴訟請求者の権利又は自由が侵害されたかどうかを具体的に述べ、それらの権利等を保持又は回復することに限定され、司法裁判所のその他の裁判行為についての判断は自制される（第54条）。

アンパーロを容認する判決には以下の宣告が含まれる（第55条第1項）。

- a) 保護すべき権利又は自由の行使を妨げた決定、行為又は処分を無効とする宣言
- b) 憲法が宣言する権利等の内容に合致した権利又は公的自由の承認
- c) 適切な措置による訴訟提起者の権利又は自由の回復、場合によりその保全及び完遂

アンパーロ訴訟において、司法裁判所により適用された法律の規定そのものが基本的権利又は公的自由を侵害し、かつ憲法に違反するとの疑いがあるときは、小法廷はその問題を大法廷に移送するものとし、大法廷は当該法律の違憲性を新たな判決により宣言することができる。その場合の手続等は、違憲の訴え又は違憲の問題に関する規定に従う（第55条第2項）。

アンパーロ訴訟を審理する小法廷は、職権又は提訴者の要求に基づき、公権力による行為が最終的に権利の保護に支障をきたす場合には、憲法上の権利保護を理由としてそれを停止させることができる。ただし、停止が全体の利益又は第三者の基本的権利若しくは公的自由を大幅に損なうときはこの限りでない（第56条第1項）。停止の要求は、判決言い渡しの前にも行うことができる。停止をめぐる争いは、3日を超えない共通の期間内に当事者及び検察官の意見を聴取し、小法廷が必要と認めるときは行為をなした責任ある当局に通告した上で、審理される。

小法廷は、停止を否認することにより第三者に対する重大な権利侵害が生じると判断するときは、損害等に対する十分な担保を確保することを条件とすることができる（第56条第2項）。

行為の停止又は停止の否認は、アンパーロ訴訟の係属中に突発的な事由が生じたときは、職権又は当事者の請求により変更することができる（第57条）。停止の否認等の結果生じた損害に対する賠償の請求については、司法裁判所が解決する権限を有する（第58条第1項）。損害賠償の請求は、憲法裁判所の判決後1年以内に行わなければならない（同条第2項）。

(5) 憲法上の権限争い

憲法第161条及び組織法第2条の定める憲法上の権限争いに関しては、憲法裁判所組織法第59条以下で、より個別具体的に規定している。

憲法裁判所は、憲法若しくは自治州憲章又は国及び自治州の固有の所掌事務を明確にするために定められる組織法若しくは通常法（ley or

dinaria—通常の立法手続により成立する一般的な法律（憲法第82条）により直接付与される権限をめぐる以下の争いを審理する（第59条）。審理は大法廷で行われる。

- a) 国と単独又は複数自治州との間の権限争い
- b) 二つ以上の自治州間の権限争い
- c) 内閣と下院、上院若しくは司法総評議会との間の権限争い又はこれら憲法上の組織相互の権限争い

さらに、憲法裁判所は、地方自治体（県又は市町村）が、国又は自治州に対して地方自治体の権限を擁護するために提起する争いも審理する（同条第2項）。

- (i) 国と自治州との間の権限争い又は自治州間の権限争い

国と自治州との間で、又は二つ以上の自治州の間で権限争いがあるときは、内閣又は自治州の行政機関が争いの訴えを提起する（憲法裁判所組織法第60条）。権限争いの原因となるのは、国の機関又は自治州の機関による処分、決定、行為であり、それらに関する不作為も含まれる（第61条第1項）。

この権限争いは、積極的権限争い及び消極的権限争いに分けられる。

- (a) 積極的権限争い

内閣は、自治州の処分、決定等が憲法、自治州憲章又は関連組織法の定める権限の枠組みを遵守していないと判断するときは、2ヵ月の期間内に、直接憲法裁判所に対して権限争いを提訴することができる（第62条）。

自治州の上級行政機関は、他の自治州当局又は国家当局の処分、決定、行為が憲法、自治州憲章又は関連法律の定める権限の枠組みを遵守しておらず、かつそれが自己の権限の範囲に影響を及ぼすと判断するときは、当該自治州又は国に対して処分等を撤回し、又は無効とするよう要求する（第63条第1項）。要求は、処分等が

行われた日から2ヵ月以内に内閣又は他の自治州の上級行政機関に対しなされる（同条第2項）。要求された機関は、要求に根拠があると判断するときは、要求の受理から1ヵ月の期間内に、それに応じることを通告し、根拠がないと判断するときは、同じ期間内に拒否の通告を行う（同条第4項）。

要求が拒否されたとき又は期間内に回答がないときは、要求した機関は、拒否の通告等から1ヵ月以内に憲法裁判所に対して訴訟を提起することができる（同条第5項）。憲法裁判所は、10日以内に内閣又は関連自治州機関に対し、訴訟の開始を通告する。その場合、必要な書類等を提出させるために20日間の期限を設けることができる（第64条第1項）。

憲法裁判所は、当事者に対し、主張等をさせた後、15日以内に判決を下す（第65条第1項）。憲法裁判所の判決は、争われている権限の正当な帰属先を宣言し、場合により争いの原因となった処分等の無効を宣言する（第66条）。

- (b) 消極的権限争い

消極的権限争いは、国又は自治州が、自己の権限であることを否定し、他の機関にその責任を転嫁するような場合に提起される訴訟である。積極的権限争いの場合と異なり、利害関係を有する自然人及び法人にも提訴資格が認められている（第60条）。自然人又は法人が国の行政機関に権限があると主張し、かつ国がその権限を否認して、自治州の権限に属すると判断したような場合には、利害関係者は、国の当該省庁に対する行政上の要求を尽くした上で、同様の主張を、権限を有すると推定された自治州の行政機関に対して行うことができる（第68条第1項）。

自治州の当該行政機関は、1ヵ月の期間内に権限を容認するか否認するかを決定し、主張者に対して根拠規定を明示して通告する（第68条第2項）。権限が否認され、又は1ヵ月の期間内に肯定的な意思表示がないときは、利害関係者は、否認が通告された日又は期限日から1ヵ

月以内に憲法裁判所に対し訴訟を提起することができる（同条第3項）。

中央政府（内閣）も消極的権限争いを憲法裁判所に対して提起できる（第70条以下。詳細は省略する）。注意すべきは、理由は不明であるが、憲法裁判所組織法第60条で権限争いの提訴資格が自治州にも認められているにもかかわらず、消極的権限争いについて規定する同組織法第68条～第72条には、自治州による提訴に関する手続が定められていないことである⁽²⁴⁾。

憲法裁判所の判決は、所定の期間の終了後又は当事者に対し説明等を求めるために裁判所が設定する期間の終了後1ヵ月以内に下される（第70条、第75条）。

(ii) 国の機関相互の権限争い

憲法裁判所が「権限帰属の争い」(conflicto de atribuciones) と名づける権限争いである(1986年4月14日の判決第45号)⁽²⁵⁾。内閣、上院、下院又は司法総評議会が、それぞれの全体会議等の決定により、憲法又は各種の組織法により自己の管轄に属するとみなす権限を他の国家機関が侵害していると判断するときは、不適切と思われる権限行使を他の機関が決定したことを知った日から1ヵ月以内に、当該機関に対し、その取り消しを要求することができる（憲法裁判所組織法第73条第1項）。

要求された機関が、自らが憲法上、法律上の権限を行使する責任を負うと確言したとき、又は要求を受理した日から1ヵ月以内にその行為を改めないときは、要求した機関は憲法裁判所に対して権限争いの訴えを提起する。その場合、侵害されたと判断される権限について規定する条項を特定し、自己の主張を行う文書を提出する（同条第2項）。

憲法裁判所は、文書を受理してから10日以内に当該文書を相手機関に送付し、適切な主張をさせるために1ヵ月の期間を与える。当事者となった双方の機関以外の機関で、権限争いの解決が自己の固有の権限に影響すると考えるもの

に対しては、どちらかの立場を支持する意見を述べさせるため、出廷のための手続をとることができる（第74条）。

憲法裁判所は、主張のための期間が終了した日から1ヵ月以内に判決等の決定を下す（第75条第1項）。判決は争いのもとになった権限がどの機関に帰属するかを決定し、権限を侵害してなされた行為の無効を宣言する（同条第2項）。

(6) 国際条約の合憲性の宣言

憲法第95条第1項は、憲法に違反する条項を含む国際条約を締結するときは、事前に憲法を改正することを要すると定める。内閣又は上院、下院の一方は、憲法裁判所に対し、違反が存在するか否かについて宣言するよう要求することができる（憲法第95条第2項）。宣言を求める要求は、条文が確定し、しかも国の承認を得ていない国際条約と憲法との間に矛盾が存在するか否かについて行うことができる（憲法裁判所組織法第78条第1項）。

憲法裁判所は、要求を受理すると、要求した機関に対し、1ヵ月の期間内に問題に対する正当な意見を述べさせるために出廷することを命ずる。この期間が経過してから1ヵ月以内に憲法裁判所の宣言が発せられる（同条第2項）。

国際条約の違憲性が宣言され、その結果憲法が改正された事例は、マーストリヒト条約を批准するに際して、地方選挙における被選挙権を外国人に付与するかどうかの問題をめぐって、過去に1回だけあった⁽²⁶⁾。

(7) 訴訟手続に関する共通事項

以上に述べた憲法裁判所における訴訟等に共通して、次の事項が適用される。

a) 憲法裁判所の訴訟における判定は、判決の形式をとる。ただし、提訴の棄却、取り下げ、消滅等の場合における判定は、この組織法が別の形式を定める場合を除き、決定（アウト）の形式をとる。その他の場合における訴訟の受理、不受理に係る判定は、

内容により、理由が付されている場合には決定（アウト）の形式を、付されていない場合には決定（プロビデンシア）の形式をとる（憲法裁判所組織法第86条第1項）。

- b) 判決及び国際条約の違憲性に関する宣言は、30日以内に官報に公示される（同条第2項）。
- c) 公権力は、憲法裁判所の判定に従う義務を有する。司法裁判所は、憲法裁判所が要請するときは、緊急かつ好意的な援助を与える（第87条第1項、第2項）。
- d) 憲法裁判所は、行政機関等に対し、訴訟に関連する情報及び文書類の送付を要求することができる。その場合には、当事者の主張を可能にするために、送付に期限を設けることができる（第88条第1項、第2項）。
- e) 憲法裁判所の判定は、別に定めのある場合を除き、大法院、小法院、部の審理に出席した裁判官の多数決による。賛否同数の場合は、議長の投票による。長官及び裁判官は、投票において個人的意見を述べるることができる。意見は、判定が判決によるものであるときは、それらと共に官報に公示される（第90条第1項、第2項）。
- f) 憲法裁判所の判決に対しては、いかなる異議申立てもすることができない。ただし、当事者は、判決の公示から2日以内に説明を求めることができる。憲法裁判所が下す決定（プロビデンシア、アウト）については、場合により、3日以内に変更請求（recurso de súplica）のみを行うことができるが、請求により決定は停止されない。当事者に同一時間の意見聴取を行った後2日以内に決着される（第93条第1項、第2項）。
- g) 憲法裁判所における訴訟手続は無料とする。ただし、当事者の主張に根拠がないとき、又は思慮を欠く態度若しくは不誠実な態度が認められるときは、費用負担を命ずることができる。また、違憲の訴え又はアンパーロ訴訟を提起する者に無思慮又は権

利の乱用が認められるときは、罰金を科すことができる。公権力を行使するか否かに関らず、訴訟期間中に憲法裁判所が課す義務を履行しない場合にも罰金を科すことができる（第95条第1項～第4項）。

III 憲法裁判所の活動状況

以上が、法制度面からみたスペイン憲法裁判所の概要である。次に、2001年及び2002年における憲法裁判所の活動状況について略述する。

1 2001年の活動⁽²⁷⁾

(1) 裁判官の改選

2001年は憲法裁判所裁判官の改選期に当たっていた。下院の推薦した4名の裁判官（1992年に就任）が辞任し、新たに4名の裁判官が選任され、11月8日に正式に任命された。この中には女性1名（国際私法専攻の大学教授）が含まれており、女性裁判官の数は12名中2名となった。新任裁判官の前歴は、司法院の裁判官2名、大学教授1名、弁護士1名である。

ちなみに、現在の裁判官全員の経歴は、大学教授6名、司法裁判所の裁判官5名（すべて元最高裁判所裁判官）、弁護士1名である。もう一人の女性裁判官（上院の推薦により1998年に就任）は、憲法裁判所裁判官に就任するまでは、労働法を専攻する大学教授であった。

また、11月13日の勅令第1244号で新たな長官にマヌエル・ヒメーネス・デ・パルガ裁判官（内閣の推薦により1995年4月7日に裁判官に就任。憲法専攻の大学教授）が任命された。副長官には、同日の勅令第1245号でトマス・サルバドール・ビベス裁判官（内閣の推薦により1995年4月7日に裁判官に就任。刑法専攻の大学教授）が任命された。

(2) 裁判の記録

(i) 総括

2001年中に憲法裁判所が下した判決は240件

であり、2000年の312件に比べ減少した。判決、決定（プロビデンス、アウト）の総数は2001年には6,108件であった。2000年には6,558件であったが、1997年から1999年の間は毎年5,000件を超えることがなかったので、近年、次第に増加する傾向にある。

新たに提起された訴訟は、6,934件に上った（2000年—6,901件）。大法廷が審理した事件は148件で、1999年の69件、2000年の139件に比べ増加している。その内訳をみると、違憲の訴えが26件（2000年—32件）、権限争いが17件（2000年—19件）であり、それぞれ減少したのに対し、違憲の問題が104件で、2000年の83件に比べ増えている。権限争いのうち13件が積極的権限争い、2件が消極的権限争い、2件が地方自治体の擁護に関するものであった。

他方、アンパーロ訴訟については、6,786件で、提訴の数自体は前年に比して増加した（2000年—6,762件）。同訴訟の提訴件数は、提訴総件数6,934件の97.87%を占めており、憲法裁判所に提訴される事件の大部分がアンパーロ訴訟であることが分かる。提訴総件数は憲法裁判所始まって以来の最高値を記録した。

(ii) 違憲の訴え

大法廷が審理した違憲の訴えのうち9件は、スペイン在住外国人の権利及び自由並びにその社会的同化に関する組織法の改正法（2000年第8号）をめぐるものであり、下院の社会主義諸会派及びアンダルシア、カスティーリャ・マンチャ、バレアレス、アラゴン、エストレマドゥーラ、アストゥーリアス、ナバーラの各自治州政府及びバスク自治州議会により提訴されたものであった。これを含め、国の法律又は法律の効力を有する規定に関連して主に自治州が提訴した事件が16件あった。この他に、内閣総理大臣が法律等に関して違憲の訴えを提起したものが8件あった。上下両院議員による提訴は2件あったが、護民官による提訴は1件もなかった。

(iii) 違憲の問題

違憲の問題のうち24件は、都市開発計画を原因とする不動産騰貴に関連するバスク自治州の法規をめぐる訴訟で、バスク自治州の司法高等裁判所の判決に起因するものであった。また20件は公的性格を有する財産の供給に関する勅令（1999年第2号）をめぐるもので、全国管区裁判所（Audiencia Nacional）により提起された。違憲の問題のうち63件は上級審裁判所により提訴されている〔全国管区裁判所—22件、単一裁判官法廷（Juzgados）—18件、県控訴裁判所（Audiencias Provinciales）1件など〕。最高裁判所による提訴は0件であった。

(iv) アンパーロ訴訟

提起されたアンパーロ訴訟6,786件のうち6,621件（97.56%）は個人により提訴されたものであった。他の165件は、公的機関又は団体によるものであり、検察官又は護民官によるアンパーロ訴訟の提起はなかった。

アンパーロ訴訟のうち3,211件は刑事裁判所の判決等に異議を唱えるもので、全体の47.32%を占めた。以下、行政訴訟に関するもの1,758件（25.91%）、民事訴訟に関するもの1,109件（16.34%）、社会規律に関するもの640件（9.43%）、軍事規律に関するもの25件（0.37%）であった。また、国会の活動に関連するアンパーロ訴訟が12件あり、組織法第42条の規定に基づいて提訴された。

アンパーロ訴訟の約4分の1（1,710件、25.20%）が最高裁判所の判決又は決定（アウト）に対し提起されたもので、残りの4分の3がその他の司法裁判所の判決等に対するものであった。

2001年中に提起された訴訟のうちの5,778件は憲法第24条の明記する裁判による庇護を受ける権利をめぐるものであり、アンパーロ訴訟全体の85.14%を占めた。この件数は、憲法裁判所に提訴されたすべての訴訟の83.33%に当る。憲法第14条の定める権利（法の下での平等）に関する提訴は1,541件（22.7%）で、その他の権利及び自由に関するものは1,285件（18.94%）で

あった。

アンパード訴訟の4件に1件の割合で憲法第24条第1項の弁護権を奪われない権利についての言及があった。回数でいうと5,212回である。憲法第24条第2項のうちの無罪の推定を受ける権利については、904件のアンパード訴訟で主張された。同項の定める公開された裁判を受ける権利については408件、適切な証明方法を用いる権利については353件、不当な遅滞のない裁判を求める権利については87件の訴訟において主張された。

(v) 憲法上の権限争い

積極的権限争いについては、複数の自治州政府が中央政府（内閣）を相手取り提訴したものが7件、それとは逆に中央政府が自治州政府を相手取り提訴したものが6件あった。自治州間の争いについては1件の提訴もなかった。他方、消極的権限争いに関しては、提訴されたものの決定（アウト）により不受理とされたものが2件あった。自治体の権限を擁護するための争いは2件提訴された。

(vi) 判決

2001年に、憲法裁判所は240件の判決を言い渡した。大法廷の判決は31件、小法廷の判決は209件（第1小法廷—89件、第2小法廷—120件）であったが、この件数は、元来、大法廷42件、第1小法廷96件、第2小法廷127件の訴訟であったものが、憲法裁判所組織法第83条の規定する訴因の併合により統合されたものである⁽²⁸⁾。この他に、3件のアンパード訴訟が大法廷に移送された。

小法廷が審理するアンパード訴訟の多くは、憲法第24条の定める裁判を受ける権利等に関連するものであり、判決のうちの少なくとも178件が同条をめぐるものであった。そのうち96件の判決が権利の保護を承認しないか、又は訴訟を却下した。小法廷はまた、組織法第52条第2項に基づく公開の弁論を2件実施した。

(vii) 訴訟の受理、不受理等

憲法裁判所は、訴訟に対して判決を下すほか、すでにみたように、決定（プロビデンシア、アウト）により訴訟の受理、不受理等を行う。同裁判所はアンパード訴訟の原因となった行政、司法の決定の停止を求める申立てを67件審理し、30件について受理を認め、37件について不受理とする決定（アウト）を下した。また、決定（アウト）により提訴人の提訴取り下げを52件受理した。その多くはアンパード訴訟であった。

大法廷の決定（アウト）は、違憲の訴えに関するもの3件であった。また、大法廷による、違憲の訴えにおける客体の消滅を理由とする手続終了の決定が22件、小法廷によるアンパード訴訟手続消滅の決定が5件など、訴訟手続の終了を確定するものが27件あった。

大法廷は、提訴される違憲の訴え、違憲の問題、権限争いの多くを受理する。2001年には、96件の提訴を受理し、31件を受理しなかった。不受理のうち25件は違憲の問題であり、その理由は訴訟の条件が不備であるとされたり、明らかに提訴の根拠を欠くとされたりしたためであった。その他積極的権限争い1件、消極的権限争い2件などが不受理とされた。

これに対して、アンパード訴訟の場合は、逆に訴訟の多くが受理されない。アンパード訴訟の受理、不受理は小法廷（組織法第11条第2項に基づく—既述）及び各部が行うが、2001年には提起された訴訟6,786件のうち5,329件が不受理とされた（5,237件はプロビデンシアにより、122件はアウトによる）。第1小法廷に割り当てられた3,403件の訴訟提起のうち、2,849件が受理されず（プロビデンシア—2,808件、アウト—41件）、また、第2小法廷に割り当てられた3,383件のうち、2,480件が受理されなかった（プロビデンシア—2,429件、アウト—51件）。

2001年末現在、大法廷において係属中の訴訟は395件であり、そのうち203件が違憲の問題、130件が違憲の訴え、55件が権限争い、その他の訴訟が7件であった。2つの小法廷で係属中

のアンパーロ訴訟は411件（第1小法廷—233件、第2小法廷—178件）であった。

2 2002年の活動⁽²⁹⁾

2002年には、提訴の件数は7,546件に達した。そのうちの7,285件（96.5%）はアンパーロ訴訟であった。他方、違憲の訴えは61件、違憲の問題は99件提起された。違憲の訴えは、2001年（26件）の2倍を超えたが、その多くは自治州が国の法律を憲法に抵触するとして提訴したものである（具体的内容は不詳）。

アンパーロ訴訟のうちの85.27%は、憲法第24条の定める権利をめぐる提訴されたものであり、憲法第14条の権利をめぐる訴訟は21.36%であった。また、アンパーロ訴訟の4分の1以上は、最高裁判所が下した判決に対するものであり、その他は県控訴裁判所、単一裁判官法廷、全国管区裁判所などの判決に対するものであった。

2002年に下された判決及び決定（プロビデンシア、アウト）の総数は5,671件で、過去2年（6,000件を超えた）に比べ減少した。大法廷は22件の判決を下したが、そのうちの6件は、国会で承認された12の法律の合憲性を審理し、特定の条項の違憲性を指摘してその無効を宣言するものであった。

2002年末に大法廷において係属中の訴訟は448件であり、2つの小法廷において係属中のアンパーロ訴訟は353件であった。

提訴総件数がついに7,000件を超えた現実を前にして、ヒメーネス・デ・パルガ長官は、現在の状況はもはや危機的であり、このままのペースで提訴件数が増え続ければ、現在の憲法裁判所の施設、陣容では早晚処理しきれなくなるのは明らかであるから、今後備えて裁判所の機構拡充を図る必要があると強調した。

おわりに

スペインの憲法裁判所が活動を開始してから

すでに23年が経過した。その間、同裁判所は、憲法の番人（1984年6月9日の判決における定義）としての役割をそれなりに果たしてきたと評価されている。

しかし、いくつかの問題点も存在する。まず指摘されるのは、憲法裁判所と最高裁判所の軋轢である。憲法裁判所の判決は最終的なものであり、判決に対してはいかなる異議申立ても認められないが、最高裁判所の判決を不服とするアンパーロ訴訟に関する憲法裁判所の判決に対して最高裁判所長官が異議を唱えたことがあり⁽³⁰⁾、最近では、最高裁判所民事法廷が、憲法裁判所裁判官の民事責任をめぐる訴訟において、同裁判所裁判官が任務を遂行する際には、国王のような不可侵性を享受せず、また上下両院議員がその職務遂行中に表明した意見について責任を問われないのと同じ意味での不可侵性を有しないという判断を下した例がある⁽³¹⁾。

また、裁判官の政治的立場もよく問題にされる。現在のヒメーネス・デ・パルガ長官（アンダルシア自治州出身）が、伝統的に認められてきたカタルーニャ、バスク、ガリシアの「歴史的民族性」を、今日では意味を持たないと否定して物議を醸した事件では、内閣の推薦により就任した長官が、政権党である右派の国民党（PP）寄りの思想を持っている事実が浮き彫りにされた⁽³²⁾。

さらに、憲法裁判所の役割に関するスペイン国民の理解度も、必ずしも十分とはいえないようである。1999年に実施された「民主主義とその制度」に関する世論調査⁽³³⁾によると、憲法裁判所の機能についてよく知っている者8%、ある程度知っている者36%、知らない者56%という結果であった。憲法裁判所の機能として何が最も重要かという設問に対しては、憲法に違反する法律の制定を防ぐ機能を挙げた者37%、国家に対して個人の権利を保護する機能を挙げた者35%であったが、知らない者又は答えない者も28%あった。

このような問題を抱えながらも、憲法裁判所

は、ヨーロッパの民主主義国家の一員となったスペインを支え、民主主義の更なる発展、深化に寄与しつづけるものと期待されている。

注(1) 『衆議院 ロシア等欧州各国及びイスラエル憲法調査議員団報告書』平成13年11月、p.425.

(2) 同上、p.425.

(3) 現在ヨーロッパ型の憲法裁判所を設けている国は、ヨーロッパ26カ国（トルコを含む）、アフリカ11カ国、中東3カ国（アルメニア、グルジアを含む）、アジア・オセアニア11カ国、中南米3カ国に上っている（Dr. Arne Mavčičのホームページ <<http://www.sigov.si/us/review/review1.html>> による）。

(4) 以下の衆議院憲法調査会において憲法裁判所設置の是非が議論されている。

・平成15年5月15日 第156回国会衆議院憲法調査会統治機構のあり方に関する調査小委員会議録第3号

・平成15年5月29日 第156回国会衆議院憲法調査会議録 第7号

これらの調査会における議論を紹介した記事。

「国会調査会／憲法裁判所／迅速違憲審査へ創設論／三権分立に抵触懸念も」『読売新聞』2003.6.16

(5) アンパロ (amparo) の語義は、保護、庇護、擁護などである。人権保護訴訟としてのアンパロ訴訟制度が形作られたのは19世紀のメキシコにおいてである。その後、その他のスペイン系諸国に広まり、スペインの1931年共和国憲法でも採り入れられた。スペインの現行憲法で定められているアンパロ訴訟 (recurso de amparo) 制度は、ドイツにおける憲法異議 (Verfassungsbeschwerde) に類似するものであるが、本稿ではその歴史的性格を考慮して、アンパロ訴訟と表記する。

(6) ルイ・ファヴォルー (山元 一訳) 『憲法裁判所』敬文堂, 1999, p.5, p.33.

〔原書: Louis Favoreu, *Les cours constitutionnelles*, 3^e éd., Paris, Universitaire de France (Que sais-je?, n° 2293), 1996〕

(7) 本文中に引用する憲法、憲法裁判所組織法等の条文は、主として官報 (BOE) 及び以下の資料によった。なお、法律の形式としての組織法 (ley orgánica) は、基本的権利・公的自由の具体化に関する法律、自治州憲章・総選挙制度に関する法律その他憲法で定める法律を言い、他の範疇の法律よりも上位に置かれる。その成立には下院における絶対多数の賛成を要する (憲法第81条)。

○1931年の共和国憲法及び1978年の現行憲法

Congreso de los Diputados y Boletín Oficial del Estado, *Constituciones Españolas* (Madrid: Imprenta Nacional del Boletín Oficial del Estado, 1986)

○憲法裁判所に関する組織法並びに憲法裁判所の組織及び人員に関する規則

Luis Aguilar de Luque, Javier García Fernández, *Constitución Española y Leyes Políticas* (Madrid: Imprenta Nacional del Boletín Oficial del Estado, 1997)

(8) Ángel Luis Alonso de Antonio, José Antonio Alonso de Antonio, *Derecho constitucional español*, segunda edición (Madrid: Editorial Universitas, 1998), 499.

(9) 衆議院前掲報告書、pp.425-426.

(10) 憲法の規定では構成員であるが、憲法裁判所に関する組織法第5条で憲法裁判所裁判官 (Magistrado del Tribunal Constitucional) の官職名が与えられている。ドイツの16名、イタリアの15名よりも少ない。

(11) 議会の推薦手続は、それぞれ下院規則第204条、上院規則第184条で定められている。

下院規則によると、推薦は下院本会議で議決する (第204条第1項)。各院内会派は4人までの候補者を推薦できる (第2項)。下院議員は投票用紙に4人までの名前を記入できる (第3項)。憲法裁判所構成員の候補者は、下院議員の投票数の5分の3の得票で選ばれる (第4項)。最初の投票で4人が決まらないときは引き続き投票が行われる (第5項)。得票数が同数のときは、それらの者について再投票を行う (第6項)。

- 内閣の推薦は閣議決定により行われ、司法総評議会の推薦は、司法に関する組織法第127条第2項に従って同評議会の全体会議における評議会構成員の5分の3の賛成で決定する。
- (12) 1980年2月15日に最初の裁判官が任命され、1980年7月12日に正式に発足（ルイ・ファヴォラー、前掲書、p.111.）。同年7月15日に活動開始（「管轄権行使を開始するための日付に関する1980年7月14日の合意」に基づく。）。
- (13) Laura y Ramón Tamames, *Introducción a la Constitución Española* (Madrid: Alianza Editorial, 1998), 256-257ページには、改選された実際の順番とは異なるが、改選順序のモデルケースが示されている。
- (14) Alonso de Antonio *Op.cit.*, 503.
- (15) 自治州の原語は Comunidad Autónoma で、直訳すれば自治共同体であるが、本稿では、ほぼ定訳となっている自治州と表記する。
- (16) Alonso de Antonio, *Op.cit.*, 507.
- (17) 憲法裁判所に対する提訴の受理又は不受理の決定は、providencia 又は auto の二つの形式で行われる。1881年の民事訴訟法第369条によれば、providencia が単なる手続上の適否の問題を扱うのに対し、auto は訴訟当事者の適格性、裁判所の管轄権の有無、請求の却下その他を決定し、かつ判決 (sentencia) の形式をとらないものである。providencia 及び auto については、我が国の法律上相当する概念がないため、本稿では、とりあえず両者とも決定とし、決定（プロビデンシア、アウト）、決定（アウト）、決定（プロビデンシア）などと表記する。
- (18) 憲法等には「法律の効力を有する (con fuerza de ley) 規範」と「法律の地位を有する (con rango de ley) 規範」という二通りの文言がみられるが、両者は同意義であると考えられるので、本稿ではすべて「法律の効力を有する規範」と表記する。
- (19) たとえば自治州憲章 (Estatutos de Autonomía) は国の組織法 (ley orgánica) と位置づけられ (憲法第81条第1項)、法律として承認のため国会

- に提出される (同第146条)。
- (20) Alonso de Antonio, *Op. Cit.*, 128.
- 国会等による当該法律等を廃止する行為を必要とせず、違憲性の宣言により当然に効力を失うとされる (規定自体は存続する)。他方、憲法施行前に制定されていた法律等の廃止については、憲法の廃止規定第1項及び第2項が現行憲法の下に廃止される法律名を列挙し、さらに第3項で「同様に、この憲法の定め反するいかなる規定も廃止される」と規定する。この場合も、当該規定が憲法の定め反するか否かの判断は憲法裁判所が下すことになろう。
- (21) 憲法裁判所で審理される憲法上のアンパロ訴訟に対して、司法裁判所で審理される人権保護訴訟を司法上のアンパロ訴訟 (recurso de amparo judicial) という。
- (22) 第14条から第29条までの権利等の内容は次のとおりである。
- 第14条 法の下での平等、第15条 生命権・拷問禁止・死刑廃止、第16条 思想・宗教の自由等、第17条 法定手続の保障・拘禁、第18条 プライバシー・肖像権等、第19条 居住・移転・出入国の自由、第20条 表現の自由等、第21条 集会の権利、第22条 結社の権利、第23条 参政権等、第24条 裁判を受ける権利等、第25条 遡及罰の禁止等、第26条 名誉裁判所の禁止、第27条 教育の権利等、第28条 労組結成権・ストライキ権、第29条 請願権
- (23) Alonso de Antonio, *Op.cit.*, 524-525.
- (24) *Ibid.*, 530.
- (25) *Ibid.*, 532.
- (26) 詳しくは、亀野邁夫「スペインの憲法事情」『諸外国の憲法事情2』国立国会図書館調査及び立法考査局、2002、pp.21-22を参照のこと。
- (27) *Tribunal Constitucional, Memoria 2001* (憲法裁判所の2001年度年次報告書) による。
< <http://www.tribunalconstitucional.es/Memoria2001/memo2001> >
- (28) 同組織法第83条は「憲法裁判所は、当事者の請求又は職権により、何時でも憲法の定める手続に従って出廷者に対する事前の意見聴取を行った上

で、手続及び決定の一体性を確保する目的をもって、訴訟手続を統合することができる。意見聴取は10日を超えない期間内になされるものとする」と定めている。

㉨ 2003年6月25日付 El Mundo 紙のデジタル版による。

< <http://www.elmundo.es/elmundo/2003/06/24/>>

本稿校了の時点では、2002年度年次報告書の全文を入手することができなかつたため、活動状況については報道記事によつた。

㉩ 詳しくは亀野前掲, pp.23-24 を参照のこと。

㉪ 2003年4月29日付 El Mundo 紙のデジタル版による。

< http://www.elmundo.es/elmundo/2003/04/29>

㉫ 2003年1月21日付同上の記事等による。

<<http://www.elmundo.es/elmundo/2003/01/21>>

㉬ 社会学研究所のホームページによる。

< <http://www.cis.es/boletin/20/democracia.html>>

参考文献

注に記した文献のほかに、以下の文献が参考になる。

(1) 池田 実「スペインにおける憲法訴訟」『山梨大学教育学部研究報告』45号, 1994, pp.155-161.

(2) 佐藤修一郎「スペイン憲法裁判所研究序説」『工学院大学研究論叢』36-(2)号, 1998, pp.45-63.

(3) Luis María Cazorla Prieto, Enrique Arnaldo Alcubilla, Fernando Román Carcía, *Temas de derecho Constitucional* (Navarra, Editorial Aranzadi, 2000)

(4) Nicolás González- Deleito Domingo, *Tribunales Constitucionales, organización y funcionamiento* (Editorial Tecnos, 1980)

(かめの ゆくお・経済産業調査室)